

# 収支報告書提出後の訂正における政治資金監査について

## 1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出にあたっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされたところである。

一方、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については、政治資金規正法上、特段の定めはなく、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いとされているが、政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような問題点がある。

### (1) 政治資金監査の不徹底

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けたにもかかわらず、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなる。

### (2) 政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係の齟齬

政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

## 2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査については、政治資金規正法上規定されていないが、1. の問題意識を踏まえると、支出に係る訂正箇所がある場合には、国会議員関係政治団体は、その訂正内容について、登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面を、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出することが適当である。

登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、その結果については、別紙の訂正内容確認報告書によって、国会議員関係政治団体に対して、報告することとする。

また、国会議員関係政治団体から提出された訂正内容確認報告書については、政治資金監査報告書に準ずるものとして、収支報告書と併せて閲覧に供することが適当であり、総務省自治行政局選挙部においては、各都道府県選挙管理委員会にも周知し、訂正手続きの運用の統一を図りたい。

# 訂正内容確認報告書

平成×年×月×日  
(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)  
代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 (印)  
登録番号 第××××号  
研修修了年月日 平成×年×月×日

平成×年×月×日(※2)に提出された〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※3)に係る下記(※4)の訂正内容については、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

### 記

訂正箇所	訂正前	訂正後

- ※1 訂正内容確認報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
- ※2 当初提出した日付を国会議員関係政治団体に確認して、記載すること。
- ※3 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※4 訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを、別紙として、添付することも可能であること。